

|  |
| :---: |
|  |  |
|  |  |



[^0]|  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 判断要素 | ■高專㯙⿲．． | ■福岡教育大 | 1京部大 | ■高エネ研 |
|  | 東京地裁1／21 | 福岡地裁1／28 | 京都地裁5／7 | 水戸地裁戴暗 $7 / 17$ |
| 教樴員の不利益 | 勤労意欲を削ぎ かねないほど大 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 一時的であり } \\ \text { 過大視できなない } \end{array}$ | 軽微でないが他法人より小さい | 看過できない ほどではない |
| $\begin{gathered} \text { 経営上の } \\ \text { 高度の必要性 } \end{gathered}$ | 物件費を削ると中期目標達成に必要性を認定 | - 単年度赤字 <br> - 回避の為必要 <br> 国民からな国民から非䩤 |  <br>  |  |
| 内容の相当性 （代賽措置等） | 賃下げた遅らせ た事が代㨘措置 | 国家公務員と同同 | 儥下げ幅を压縮 したので相当 | 国家公務員と同同内容なので相当 |
| 組合交踷の状況 | 法人の交渉態度 を組合が批判し た事を＂父渋行 | 交付金減額の見通し不明碓なの で説明不足でも やむなしと認定 | 財務上の理由で の賃下ばではな $い の て ゙ は ~$ の説明は不要 |  |
| その他 |  |  |  |  |




[^0]:    を的る的判心れ㿥げるなき更
    热にな洔载断的て働の例いちの第
    四きあ事判䰅容の多替ばい検手
    氻㚵社拘法。ていこ知蓉切題热闠嫢
    
    
    
    参 4 截国考の判
    

